

呉市住民監査請求事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）を受けた場合の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 請求は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条又は第17条の14に規定する様式によって調製した請求書（以下「請求書」という。）を呉市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出して行わなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

3 請求は、代理によって行うことができるものとする。この場合において、請求書の本文には、請求人が自署するほか、代理人に対する委任状の添付を要するものとする。

(請求書の受付)

第3条 請求人（代理人を選任している場合の代理人を含む。以下同じ。）から請求書が提出されたときは、呉市監査事務局（以下「事務局」という。）において、請求書の記載事項及び添付書類を住民監査請求の受付確認表により確認するものとする。

2 前項の規定による確認をした結果、形式的な不備がある場合は、その場で補正を求めるものとし、その場での補正が困難なとき又は郵送により請求書が提出されたときは、請求書の再提出を求めるものとする。

3 事務局は、請求を受け付けたときは、請求書に受付印を押印する。

4 第2項の再提出が行われたときの受付日は、請求書が再提出された日とする。

(陳述等に関する意向の確認)

第4条 請求を受け付けたときは、事務局において、請求人に対し、次の事項に係る意向について、陳述等に関する意向確認書により確認するものとする。

(1) 法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述に関すること。

(2) 前号の陳述を行う際の傍聴及び関係のある市長その他の執行機関又は職員の立会いに関すること。

(請求の要旨の通知)

第5条 監査委員は、請求を受け付けたときは、議会、市長及び請求に係る執行機関又は職員（以下「請求対象執行機関等」という。）に対し、当該請求を受け付けた旨を通知する。

2 前項の規定による通知には、請求人の住所及び氏名等を省略した請求書の写しを添付するものとする。ただし、請求書と同時に提出された事実証明書等については添付しない。

3 第1項の規定による通知には、請求人の人数を記載するものとする。

(請求の取下げ)

第6条 請求人は、監査委員による監査が終了するまでの間に限り、請求の全部又は一部を書面により取り下げることができる。

2 取り下げた請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみなす。

(住民であることの確認)

第7条 事務局は、請求を受け付けたときは、請求人が法第242条第1項に規定する住民であることを住民票、登記事項証明書等により確認するものとする。

2 事務局は、前項に規定する方法で請求人が同項の住民であることを確認できないときは、請求人に対して、住民であることを証する書類の提出を求めるものとする。

(要件審査等)

第8条 監査委員は、請求が法令に定める要件（以下「要件」という。）を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められるときは適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは不適法な請求として却下の決定をするか、又は請求人に対し、期間を定めて補正を求めるものとする。

2 前項の補正を求めた場合の当該補正に要した期間については、法第242条第6項に規定する監査期間には含まれないものとする。

3 監査委員は、請求人が、第1項の補正を行い、要件を満たしたと認められるときは適法な請求として受理の決定をし、期間内に当該補正を行わず、又は当該補正を行っても、なお要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をする。

(受理等の通知)

第9条 監査委員は、請求の受理を決定したときは、請求人、議会、市長及び請求対象執行機関等に対し、当該請求を受理した旨を通知するとともに、ホームページに掲載する。

2 監査委員は、前条第1項又は第3項の規定により、不適法な請求として却下の決定をしたときは、理由を付して、その旨を請求人、議会、市長及び請求対象執行機関等に通知するとともに、ホームページに掲載する。

(暫定的停止の勧告)

第10条 監査委員は、受理の決定をした請求について、必要に応じ、法第242条第4項に規定する停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、当該審査の結果、暫定的停止を行うことが適当と認められたときは、請求対象執行機関等に対して暫定的停止の勧告を行うものとする。

2 監査委員は、前項の規定により暫定的停止の勧告を行ったときは、当該勧告の内容を請求人に通知するとともに、これを公表する。

(個別外部監査)

第11条 監査委員は、法第252条の43第1項の規定による個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）の請求があったときは、個別外部監査によることが相当であるかどうかを審査し、相当と認められたときは、個別外部監査によることを決定する。

2 監査委員は、前項の規定により個別外部監査によることを決定したときは、法第252条の43第2項前段の規定により、その旨を市長に通知し、かつ、同項後段の規定により、当該通知をした旨を請求人に通知するとともに、議会及び請求対象執行機関等に通知する。

3 監査委員は、個別外部監査によることが相当でないとしたときは、第13条第1項各号の規定により請求人に通知するときに、併せてその理由を請求人に通知するとともに、これを公表する。

(監査の実施)

第12条 監査は、監査の対象となる執行機関又は職員からの事情聴取並びに関係書類の確認、閲覧及び照合の方法によるものとする。

2 監査委員は、法第199条第8項の規定による関係人の調査等を行う必要があると認めるときは、当該関係人に対し、あらかじめ、その旨を通知する。

3 監査委員は、法第199条第8項の規定による学識経験を有する者等からの意見聴取を行う必要があると認めるときは、当該学識経験を有する者等に対し、あらかじめ、その旨を通知する。
(監査結果の決定通知等)

第13条 監査委員は、次の各号に掲げる監査結果となった場合に依り、それぞれ当該各号に定める事務処理を行うものとする。

(1) 請求が法令に定める要件を満たしていないと認める場合 理由を付して、その旨を請求人に通知するとともに、これを公表する。この場合において、議会、市長及び請求対象執行機関等に対しては、当該請求人への通知の内容及び公表の予定日時を示して通知する。

(2) 請求に理由があると認める場合 請求に係る議会又は請求対象執行機関等に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告し、かつ、当該勧告の内容を請求人に通知するとともに、これを公表する。この場合において、議会及び市長のいずれか又は双方が当該勧告の対象ではないときは、当該勧告の対象ではない議会又は市長に対し、当該請求人への通知の内容及び公表の予定日時を示して通知する。

(3) 請求に理由がないと認める場合 理由を付して、その旨を請求人に通知するとともに、これを公表する。この場合において、議会、市長及び請求対象執行機関等に対しては、当該請求人への通知の内容及び公表の予定日時を示して通知する。

2 前項の規定による議会、市長及び請求対象執行機関等への通知に当たっては、請求人の住所及び氏名等は省略した上で請求人の人数を記載し、他の個人名及び団体名等は、原則として、記号で表示するものとする。

(措置結果に係る通知等)

第14条 監査委員は、前条第1項第2号の規定による勧告を受けた議会又は執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表する。

(通知の方法)

第15条 この要領に定める通知は、書面により行うものとする。

(公表の方法)

第16条 この要領に定める公表は、市役所掲示場及び市役所支所掲示場への掲示並びにホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項の規定による公表に当たり、請求人の情報が含まれる場合は、請求人の住所及び氏名等は省略した上で請求人の人数を記載し、他の個人名及び団体名等の情報が含まれる場合は、原則として、その情報を記号で表示するものとする。

(帳票の様式)

第17条 この要領の実施に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

(その他)

第18条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい場合の当該事項については、監査委員の合議により、別途定めるものとする。

付 則

この要領は、平成30年12月4日から実施する。

付 則

この要領は、令和3年3月25日から実施する。

付 則

この要領は、令和4年2月10日から実施する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。